

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 磐下 徹

磐下徹氏の論文『日本古代の郡司と天皇』は、古代律令国家の郡司について、その任命儀礼である郡司読奏に注目して、天皇との結びつきという一貫した視点で分析し、また郡司層の存在を前提に任用制度の変遷を考察したもので、貴重な実証的研究成果である。

第一部「郡司と天皇制」では、郡司任命においては、従来注目されてきた式部試練よりも読奏という天皇への奏上に重要性があるとし、それが諸司奏から定という政務処理の形式をとると分析して、天皇のもとでの直接的な中央集権支配の象徴であるとし、その成立は大化改新における評官人任命にあると論じた。また『延喜式』にみえる郡司詮擬は大臣宣によるという規定から、式部省経由の通常の任用手続の他に、直接宣旨で任用する臨時の方式があったことを明らかにし、天皇と郡司の強い紐帯を読みとっている。

第二部「郡司任用制度の考察」では、令制では孝徳朝以来のあり方を構造化しただけで、天平年間になって郡司任用で「譜第」を規準にすることが可能になったとする。さらに郡司は必ずしも終身官でなく多くの郡司層の間で持ち回りされていたとの近年の研究をふまえ、延暦十七年の「譜第之選」停止をとりあげ、それは官人としての出仕経験の重視など中央・天皇との関係強化をめざす任用方式であり、在地での郡司層の一体性を解体に導いたと評価する。さらにその視点から八世紀から十世紀にいたる郡司任用制度の変遷を考察し、九世紀後半以降「郡司層」の解体に伴い、郡司職は理念的な存在に変質するとした。

第三部「郡司制度の周辺」では、正倉院文書にみえる擬郡司帳を分析し、郡司任用日程や調庸納入との関わりを論じ、また郡司職分田をとりあげ、日唐令に基づく制度的比較や木簡史料による実態的な分析も行っている。

郡司は、古代国家支配の要であり、律令制と氏族制の二元論や在地首長制などの議論の中心であるが、天皇との関係という新たな視点の導入によりそれらを克服しようとした点で意欲的な試みである。郡司読奏の分析に示された近年盛んな政治儀礼論を手法とし、郡司層論など新しい研究段階をふまえていることが特記できよう。儀礼論としては大化以前の国造と大王との関係につき言及と評価がないことや、本論文で強調される天皇との関係は在地でどのような意味があるのかなど今後の検討を期待すべき点もあるが、高度で精緻な研究成果であることは言うまでもない。

以上より本委員会は、本論文を博士（文学）の学位を授与するのにふさわしい独創性の高い業績として認めるものである。